

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の 排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針 (環境配慮契約法基本方針) 関連資料

令和 8 (2026) 年 2 月

○本冊子は、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性表示：本冊子は印刷用の紙にリサイクルできます。

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した〔A ランク〕のみの資材を用いて作成しています。

目 次

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針

1. 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的方向	1
2. 温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項	3
3. 省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項	5
4. 建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記2及び3に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項	5
5. その他環境配慮契約の推進に関する重要事項	8

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針解説資料

はじめに	11
I. 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的方向 及び その他環境配慮契約の推進に関する重要事項について	11
II. 電気の供給を受ける契約に関する基本的事項について	18
背景と意義	18
1. 電気の供給を受ける契約における環境配慮の必要性と意義	18
2. 本解説資料の使い方	18
II-1. 裾切り方式に関する基本的事項について	20
1. 契約方式の解説	20
1-1 電気の供給を受ける契約に関する契約方式の基本的考え方	20
1-2 裾切り方式	20
1-3 再生可能エネルギー電気の調達	26
2. 契約方法等について	29
2-1 契約の対象	29
2-2 仕様	29
2-3 標準的な手続とスケジュール	29
2-4 低圧受電施設等における環境配慮契約の運用	31
3. その他	33
3-1 調達者の役割	33
3-2 その他必要な手続	33

II-2. 総合評価落札方式に関する基本的事項について	34
1. 契約方式の解説	34
1-1 総合評価落札方式の基本的考え方	34
1-2 対象となる契約の考え方	35
1-3 総合評価落札方式について	35
2. 契約方法等について	51
2-1 契約の対象	51
2-2 評価項目・評価基準	51
2-3 標準的な手続とスケジュール	51
3. その他	53
地域と共生が図られていない発電施設で発電された電気の調達を避ける方法	53
【参考】公的機関のための再エネ調達実践ガイド	59
1 環境省におけるRE100準拠の再生可能エネルギー電気の調達について	59
2 公的機関のための再エネ調達実践ガイド	59
III. 自動車の購入及び賃貸借に係る契約に関する基本的事項について	60
1. 背景と意義	60
1-1 環境性能を考慮した物品調達の必要性和意義	60
1-2 本解説資料の使い方	60
2. 契約方式の解説	61
2-1 自動車の購入等に係る契約方式の基本的考え方	61
2-2 対象となる車種の考え方	61
2-3 総合評価落札方式	62
2-4 燃費基準を満たした車両が存在しない場合等	72
2-5 燃費試験法及び表示方法の移行	72
2-6 標準的な手続とスケジュール	73
3. その他	74
IV. 船舶の調達に係る契約に関する基本的事項について	79
1. 背景と意義	79
1-1 船舶の調達に係る契約における環境配慮の必要性和意義	79
1-2 本解説資料の使い方	79
2. 環境に配慮した船舶の調達	81
2-1 船舶の調達等に係る契約の基本的考え方	81
2-2 行政目的に応じた調達	81
3. 船舶の設計の契約に係る環境配慮	82
3-1 概要	84
3-2 環境配慮型船舶プロポーザル方式	84
4. 小型船舶の調達に係る環境配慮	86
4-1 概要	86

4-2	推進機関の燃料消費率等の基準の設定	86
5.	調達者の役割	88
V-1.	建築物に係る契約に関する基本的事項について	91
1.	建築物に係る契約の背景と意義	91
1-1	建築物分野における温室効果ガス排出削減の必要性	91
1-2	建築物に係る契約に関する基本的事項	91
1-3	建築物に係る契約の体系	92
2.	建築物に係る契約に関する各契約類型間の連携	93
2-1	建築物に係る契約の基本的考え方	93
2-2	建築物のライフサイクルにおける効果的な連携	93
2-3	データ計測・分析等の活用の必要性	96
3.	建築物に係る契約に関する各契約類型の概要	98
3-1	建築物の設計に係る契約の概要	98
3-2	建築物の維持管理に係る契約の概要	98
3-3	建築物の改修に係る契約の概要	99
3-3-1	ESCO事業に係る契約の概要	100
3-3-2	その他の省エネ改修事業に係る契約の概要	103
V-2.	建築物の設計に係る契約に関する基本的事項について	106
1.	はじめに	106
1-1	建築物の設計に係る契約に関する基本的事項	106
1-2	本解説資料の使い方	108
2.	用語の定義	110
3.	要求環境保全性能の規定について	112
3-1	官庁施設の環境保全性基準	112
3-2	住宅の評価方法基準	113
4.	優れた環境配慮設計の推奨	115
4-1	環境配慮型プロポーザル方式について	115
4-2	建築の設計におけるプロポーザル方式の意義	116
4-3	プロポーザル方式の適用範囲と配慮すべき事項等	117
5.	環境配慮型プロポーザル方式における設計者選定の手続	120
5-1	プロポーザルの準備	121
5-2	手続開始の公示	121
5-3	参加表明書の内容	122
5-4	説明書の交付	122
5-5	技術提案書の提出者の選定	123
5-6	選定通知／提出要請書の送付	124
5-7	ヒアリングの実施	124
5-8	技術提案書の特定・通知	125

5-9	審査体制	125
6.	環境配慮型プロポーザル方式の推進	126
6-1	フィードバック	126
6-2	環境保全性能の評価	126
6-3	地方公共団体等への支援	126
V-3.	建築物の維持管理に係る契約に関する基本的事項について	128
1.	はじめに	128
1-1	建築物の維持管理に係る契約に関する基本的事項	128
1-2	本解説資料の使い方	129
2.	契約方式の解説	130
2-1	建築物の維持管理に係る契約の基本的考え方	130
2-2	対象とする業務範囲等	130
2-3	データ計測・分析の実施、評価指標等の活用	131
2-4	運用改善に資する契約方式・契約方法等	144
2-5	入札契約方式	146
3.	契約方法等について	149
3-1	契約の対象	149
3-2	標準的な手続	149
4.	その他	152
【参考】	エコチューニングの活用	153
1	エコチューニングの概要	153
2	エコチューニングの役割	153
3	エコチューニングを実践するための対策	154
4	エコチューニングによるCO ₂ 等の削減効果	155
V-4.	建築物の改修に係る契約に関する基本的事項について	158
1.	はじめに	158
1-1	建築物の改修に係る契約に関する基本的事項	158
1-2	建築物の改修に係る契約の基本的考え方	158
2.	建築物の改修事業の導入フロー	160
V-4-1.	省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項について	161
1.	はじめに	161
1-1	省エネルギー改修事業に関する基本的事項	161
1-2	本解説資料の使い方	162
2.	ESCO事業の導入計画	163
2-1	ESCO事業の導入フロー(計画段階)	163
2-2	既存施設の実態把握	163
2-3	ESCO事業導入可能性の判断	164

2-4	ESCO事業実施の適否	165
2-5	予算化の手続	168
2-6	プロポーザル方式による導入計画の留意点	171
2-7	その他留意点	172
3.	事業者選定・契約	173
3-1	ESCO事業の導入フロー(事業者選定・契約段階)	173
3-2	事業者の応募に関する事項の設定	176
3-3	与条件の設定	182
3-4	予定価格の算定	184
3-5	発注スケジュール等	185
3-6	技術資料作成要領の作成	186
3-7	現地見学等	187
3-8	ヒアリングの実施	187
3-9	事業者の評価	188
3-10	契約書の作成	189
4.	事業の実施	195
4-1	監視職員等	195
4-2	事業実施計画	197
4-3	ESCO事業対象部位の設計	198
4-4	施工	199
4-5	運転及び維持管理	200
4-6	計測・検証	200
4-7	契約終了	201
V-4-2.	その他の省エネ改修事業に係る契約に関する基本的事項について	204
1.	はじめに	204
1-1	その他の省エネ改修事業に係る契約に関する基本的事項	204
1-2	本解説資料の使い方	205
2.	契約方式の解説	206
2-1	その他の省エネ改修事業に係る契約の基本的考え方	206
2-2	対象とする業務範囲等	206
2-3	その他の省エネ改修事業に係る契約に当たっての留意事項等	207
3.	契約方法等について	211
3-1	契約方式の選択	211
3-2	契約方式の手続等	213
4.	その他	214
VI.	産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項について	215
1.	背景と意義	215
1-1	産業廃棄物の処理に係る契約における環境配慮の必要性と意義	215

1－2	プラスチック資源循環の促進	216
1－3	本解説資料の使い方	217
2.	契約方式の解説	218
2－1	産業廃棄物の処理に係る契約の基本的考え方	218
2－2	裾切り方式	218
2－3	追加項目と配点例	225
3.	契約方法について	230
3－1	契約の対象	230
3－2	仕様	230
3－3	標準的な手続とスケジュール	230
4.	その他	233
VII.	環境に配慮した OA 機器の調達に関するガイドライン	236
1.	環境に配慮した OA 機器調達の必要性和意義	236
2.	ガイドライン策定の目的	237
3.	ガイドラインの構成	238
4.	OA 機器実態調査	240
4－1	調査対象	240
4－2	発注側の調査実施体制	240
4－3	調査実施主体	240
4－4	調査項目・調査内容	241
4－5	調査結果の活用方法	243
4－6	調査期間	243
4－7	調査の仕様	243
5.	OA 機器を調達する際の留意点	247
5－1	台数の削減	247
5－2	用紙使用の削減	247
5－3	使用時の消費電力の削減	248
5－4	消耗品の調達・メンテナンスの効率化	248
5－5	OA 機器の使用時以外の環境負荷	248
5－6	OA 機器の使用実態の把握	249
5－7	契約方式	249
5－8	その他	249
6.	OA 機器を調達する際に提示すべき項目(仕様書)	250
7.	OA 機器を使用する際の留意点	253
7－1	用紙使用の削減	253
7－2	使用時の消費電力の削減	253
	【参考】出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務	254

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）	258
環境配慮契約関連情報源	262

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針

1. 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的方向

(1) 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進の背景及び意義

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題である。2023年3月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書統合報告書」によれば、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通じて地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900年を基準とした世界の平均気温は2011～2020年に1.1℃の温暖化に達した。また、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏に広範かつ急速な変化が起きている。人為的な気候変動は、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしている。さらに、人為的な地球温暖化を抑制するには、CO₂排出ネット・ゼロが必要である。温暖化を1.5℃又は2℃に抑制し得るかは、主にCO₂排出ネット・ゼロを達成する時期までの累積炭素排出量と、この10年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まると報告されている。

我が国においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、個々の気象災害と地球温暖化との関係を明らかにすることは容易ではないが、観測値を基にした数値モデルによる解析では、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されている。

こうした状況を踏まえ、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）において、我が国の目標として、2050年ネット・ゼロの実現に向けて2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこと、また、2035年度、2040年度において、それぞれ60%、73%削減することを目指すとしたところである。

また、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、温室効果ガスを大量に排出するだけでなく、地球上の有限な資源を浪費し、健全な物質循環を阻害する側面も有しており、地球の環境に大きな負荷を与えている。

我々は、こうした課題の解決を図ることによって人間社会の発展と繁栄を確保しなければならない。このため、あらゆる分野において、温室効果ガス等環境への負荷の原因となる物質（以下「温室効果ガス等」という。）の排出の削減を図る必要がある。特に、契約の段階において、環境負荷の低減に配慮することにより、温室効果ガス等の排出の削減を図ることは大変重要な課題である。

本基本方針で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の具体的な方法を定める電気供給、自動車の購入等、船舶の調達、省エネルギー改修及び建築物に関する温室効果ガスの排出量は、政府の温室効果ガス総

排出量の9割程度に関係している。地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条に基づく政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）において、「2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標とし、目標に向けて政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施していく。」とされていることに鑑み、政府は環境配慮契約の推進により、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等に確実に取り組み、更なる削減に努めるものとする。

これらにより、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、それが、経済・社会の側面においても健全で持続的で、全体として「ウェルビーイング／高い生活の質」につながる経済社会システムが求められる。

経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して環境配慮契約を行い、企業の知恵や努力を適切に評価することにより、環境効率性（一単位当たりの物の生産やサービスの提供から生じる環境負荷）を高め、我々が生み出す豊かさ、経済の付加価値が拡大しても環境負荷の増大につながらないようにすることが期待される。さらには、環境保全の観点から性能が優れた技術や製品をいち早く創り出すことにより、新たな経済活動が生み出されることも期待される。

国、独立行政法人等（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「法」という。）第2条第3項に定める独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）は、通常を経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占めており、また国等の契約の在り方は他の主体の契約の在り方に対しても大きな影響力を有しているため、国等が環境配慮契約を行うことによる市場への波及効果は極めて大きい。環境基本法（平成5年法律第91号）第24条及び地球温暖化対策の推進に関する法律第3条第3項の趣旨を踏まえ、国等は自ら率先して環境配慮契約を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境配慮契約への転換を促進することが重要である。

（2）環境配慮契約の推進に関する基本的考え方

各省各庁の長（法第2条第5項に定める「各省各庁の長」をいう。以下同じ。）及び独立行政法人等の長は、法第6条の規定に基づき、本基本方針に定めるところに従い、環境配慮契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、契約を進めていくものとする。

①環境配慮契約に当たっては、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮することで、環境に配慮した物品や役務など（以下「物品等」という。）の普及を市場にもたらしことが期待されることに配慮しつつ、できる限り広範な分野で環境配慮契約の実施に努めるものとする。

②契約において温室効果ガス等の排出の削減に配慮しなかった場合に、当該契約に係る物品等の生産、使用等に際して温室効果ガス等がより多量に排出され、結果として国等が負担する環境保全のための費用が増大する懸念があることに留意するものとする。

③環境配慮契約により、政府実行計画を効果的に推進する。また、独立行政法人等において環境配慮契約を推進する際は、個々の法人の特性を踏まえつつ、政府実行計画に準じ、計画的に取り組むことが望ましい。

④調達に当たっての要求性能等を定める際には、行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとし、契約に係る情報の公開に努めるものとする。また、要求要件、評価方法、契約手続等を定める際その他の契約の実施の際には、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するものとする。

⑤環境配慮契約の推進に関する施策の実施に当たっては、他の国等の契約に関する施策との調和を確保するものとする。

⑥環境配慮契約の推進に関する施策の実施に当たっては、エネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）第12条第1項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減に係るある施策との調和を確保するものとする。

⑦WTO 政府調達協定との整合性に配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように努める等、他の行政目的との調和に努めるものとする。

2. 温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

（1）電気の供給を受ける契約

政府実行計画の2030年目標に向けて、電気の供給を受ける契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は以下のとおりとする。

- ・電気の供給を受ける契約に当たっては、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数が低い小売電気事業者と契約するよう努めるものとする。

- ・電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の低減、再生可能エネルギー電源の導入拡大を促進するため、電気の価格並びに温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギー電気の導入状況、未利用エネルギーの活用状況、追加性のある再生可能エネルギー電気の導入状況、指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組状況）並びに電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示の状況等を総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）によるものとする。再生可能エネルギー電気が供給の全ての割合を占める場合は、必ずしも総合評価落札方式によらなくてもよい。
- ・総合評価落札方式の実施に当たっては、公正な競争の確保の観点を踏まえ、原則複数の小売電気事業者の参入が可能となるよう評価項目や配点を設定する。
- ・電気の供給を受ける契約に当たっては、契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実かつ安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約することとする。
- ・可能な限り再生可能エネルギー電源の導入拡大に資する再生可能エネルギー電気の調達に努めるものとする。
- ・再生可能エネルギー電気の調達に際しては、地域共生が図られていない発電施設で発電された電気の調達を避けることとする。
- ・国及び独立行政法人等はエネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、電気の供給を受ける契約の実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するとともに、他の国等の契約に関する施策及びエネルギー政策基本法第12条第1項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保するものとする。

（２）使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入等に係る契約

①自動車の購入等に係る契約

自動車の購入及び賃貸借に係る契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は以下のとおりとする。

- ・自動車の購入及び賃貸借に係る契約のうち、入札に付する契約の締結に当たっては、購入価格及び環境性能を総合的に評価し、その結果がもっとも優れた提案をした者と契約を締結する。
- ・発注時の要求性能等に関しては、行政目的等を適切に勘案して定めるものとし、必要以上に入札を制限することがないように配慮するものとする。
- ・個別の入札の具体的な条件については、自動車の使用状況を踏まえつつ、調達者において設定するものとする。

②船舶の調達に係る契約

船舶の調達に係る契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的

事項は以下のとおりとする。

- ・船舶の調達に当たり概略設計又は基本設計に関する業務を発注する場合は、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する方式を採用するものとする。ただし、当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される船舶、温室効果ガス等の排出の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない船舶についてはこの限りではない。
- ・小型船舶を調達する場合は、調達者において当該船舶の推進機関（原動機）に求める要件を定め、原則としてその要件に推進機関の燃料消費率等の基準を定めて仕様書等に明記するものとする。ただし、当該船舶の用途等に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される船舶についてはこの限りではない。

3. 省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項

省エネルギー改修事業（法第5条第2項第3号に規定する省エネルギー改修事業をいい、以下「ESCO 事業」という。）に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

- ・ESCO 事業の立案に当たっては、事前に既存施設の状況を的確に把握し、フィージビリティ・スタディなどESCO 事業を適切かつ円滑に遂行する手段を活用しながら、計画の立案を行うものとする。
- ・ESCO 事業の立案に当たっては、長期の供用計画を適切に作成して、契約期間内に契約条件に変更がないよう、十分検討を行うものとする。
- ・ESCO 事業者の決定に当たっては、価格のみならず、施設の設備システム等にもっとも適し、かつ、創意工夫が最大限に取り込まれた技術提案その他の要素について総合的に評価を行うものとする。
- ・ESCO 事業の契約に当たっては、事業期間中に想定されうるリスクの分担について、事前に実施事業者との間で十分協議を行うものとする。
- ・ESCO 事業の実施に当たっては、維持管理及び計測・検証のための要領を適切に定め契約を行うものとする。
- ・ESCO 事業の終了前に、ESCO 事業として採択された技術の範囲に関わる部分について、事業終了後に適切な維持管理を行うための要領の作成を実施事業者に求めるものとする。

4. 建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記2及び3に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

(1) 建築物に関する契約

建築物の設計に係る契約、建築物の維持管理に係る契約及び建築物の改修に係る契約（以下「建築物に係る契約」という。）に関する基本的事項は以下のとおりと

する。

- ・建築物の新築に当たっては、原則として、建築物の ZEB 化及び再生可能エネルギーの導入を図るものとする。
- ・既存建築物の改修に当たっては、改修による省エネルギー効果等を踏まえ、必要に応じ、ZEB 化を見据えた中長期的な改修計画を検討するものとする。
- ・建築物に係る契約に当たっては、建築物の企画・設計段階から維持管理の運用段階、さらには建築物の改修段階に至るまでのライフサイクル全般において、建築物の脱炭素化を図るため、エネルギー消費量等のデータ計測・分析等を踏まえた各段階における対策・取組等の効果的な連携及び評価、要求性能の実現のためのプロセスの設定等について、専門家等の活用を含め、検討するものとする。

①建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。ただし、当該事業の主目的に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される事業、温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない事業等についてはこの限りではない。

- ・建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容（自然エネルギー等の積極的な利用を含む。）を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する方式（以下「環境配慮型プロポーザル方式」という。）を採用するものとする。
- ・建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として、設計成果に求める施設の長寿命化、省エネルギー・省資源、自然エネルギーの利用、環境負荷低減に配慮した木材等の資機材の利用等を踏まえた環境保全性能を契約図書に明記するものとする。
- ・建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、建築物のライフサイクル全般におけるエネルギー消費量等のデータ活用等の重要性に鑑み、必要に応じ、エネルギー管理機能の導入を契約図書に明記するものとする。
- ・環境配慮型プロポーザル方式を採用した場合であって、特定された者の技術提案に盛り込まれた温室効果ガス等の排出の削減への配慮の内容が、経済性にも留意して妥当と判断されるときは、その内容を契約図書に明記することにより、当該技術提案の内容が設計成果に反映されるようにするものとする。
- ・環境配慮型プロポーザル方式を採用した場合にあつては、特定された者と契約を締結し、設計成果について総合的な環境保全性能とともに生涯二酸化炭素排出量（LCCO₂）の評価を契約の相手方（設計者）に求めるものとする。
- ・環境配慮型プロポーザル方式による発注に当たっては、あらかじめその旨及び概要を公表するものとし、また、概要を変更したときは変更後の概要を公表するものとする。
- ・環境配慮型プロポーザル方式による発注に当たっては、技術提案の提出を求める者に対し必要な情報を提供し、検討のための適切な時間を確保するように配慮す

るものとする。

- ・環境配慮型プロポーザル方式による発注に当たっては、公平性、透明性及び客観性を確保するものとする。

②建築物の維持管理に係る契約

建築物の維持管理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

- ・建築物の維持管理に係る契約を発注する場合は、原則として、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した内容を契約図書に明記するものとする。
- ・建築物の維持管理に係る契約を発注する場合は、対象となる施設のエネルギー使用実態、特性等を踏まえ、複数年契約、複数施設の一括発注等、運用改善に資する契約方式の検討を行うものとする。
- ・建築物の維持管理に係る契約であって、入札に付するもののうち、価格と価格以外の要素を総合的に評価して事業者を選定する場合は、原則として、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む提案を求めるものとする。
- ・建築物の維持管理に係る契約に当たっては、エコチューニング等を活用し、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及び分析結果を反映した運用改善を実施事業者に求めるものとする。また、運用実績データを改修計画の検討に活用するものとする。
- ・具体的な要求仕様及び入札条件については、当該建築物の用途・特性等を踏まえ、調達者において設定するものとする。

③建築物の改修に係る契約

建築物の改修に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

- ・建築物の改修は、ESCO 事業又は ESCO 事業以外の省エネルギー・脱炭素化に資する改修事業（以下「その他の省エネ改修事業」という。）とする。
- ・改修計画の検討に当たっては、当該施設の特性、エネルギー消費量等のデータ計測・分析及びデータの分析結果等を踏まえ、ESCO 事業の導入可能性判断を行う等、総合的な観点から適切な建築物の改修事業（ESCO 事業又はその他の省エネ改修事業）を選択するものとする。

ア. ESCO 事業に係る契約

上記 3 に掲げる省エネルギー改修事業に係る契約の基本的事項のとおりとする。

イ. その他の省エネ改修事業に係る契約

その他の省エネ改修事業に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

- ・その他の省エネ改修事業の立案に当たっては、当該施設の運用段階におけるエネルギー消費量等のデータの活用に努めるとともに、必要に応じ、改修後の維持管理における運用改善に資するエネルギー管理機能の拡充を図るものとする。
- ・その他の省エネ改修事業の発注に当たっては、当該施設の特性及び当該改修の目

的等に応じたエネルギー消費量又は温室効果ガス等の排出量等の削減に資する契約方式を選択するものとする。

- ・具体的な要求仕様及び入札条件については、当該改修の目的等を踏まえ、調達者において設定するものとする。

(2) 産業廃棄物の処理に係る契約

産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

- ・産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を定めた上で、裾切り方式によるものとする。
- ・裾切り方式による具体的な入札条件については、処理する産業廃棄物の特性を踏まえ、調達者において設定するものとする。

5. その他環境配慮契約の推進に関する重要事項

(1) すべての契約における環境配慮契約の推進

上記2から4に掲げた契約その他庁舎における設備の設置許可の付随契約等を含むすべての契約に関し、契約に基づく事業及び契約に際しての事務の実施に係る温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう、契約の内容を確保し、契約に係る物品等を利用するとともに契約に際しての事務を行うことが望ましい。また、行政分野における温室効果ガス等の排出削減が行政分野以外の温室効果ガス等の排出増大を招くことのないように配慮するものとする。

(2) 契約の推進体制の整備

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、環境配慮契約を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境配慮契約を統括できる者（各省庁等にあっては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに、体制にはすべての内部組織が参画するものとする。特に、環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与するように努めるものとする。

(3) 締結実績の概要の公表等

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、環境配慮契約の締結実績の概要を公表する際は、できる限り分かりやすい形で公表するように努めるものとする。

(4) 職員に対する環境配慮契約の推進のための普及啓発等の実施

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、契約実務担当者を始めとする職員に対して、環境配慮契約に係る普及啓発及び契約を結ぶ上で有効な技術的な知識の取得促進に努めるものとする。

(5) 情報の整理等

国は、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人その他国民における環境配慮契約の促進に資するように、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結に関する状況等について整理及び分析を行い、その情報を広く、分かりやすい形で提供するものとする。各省各庁の長及び独立行政法人等の長は当該情報を含む既存の情報を十分に活用して、できる限り環境負荷の低減に資する契約を行うように努めるものとする。

(6) 他の施策との連携

国は、率先的に環境に配慮する先行的な取組である国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）の運用に当たっての体制と連携し、情報の公表及び整理等について、合理的かつ効率的に取り組むものとする。

(7) 本基本方針の見直し

国は、環境配慮契約の推進に資するように、(5) の情報等を踏まえつつ、本基本方針の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

その際、国等における環境配慮契約の円滑な実施に資するよう、環境大臣は、本基本方針の見直しに係る検討の段階から、各省各庁の長、独立行政法人等の長、地方公共団体の長及び地方独立行政法人の長に対し、検討の対象となる事項に係る情報を提供するものとする。各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、検討の結果、本基本方針が見直されることとなった場合に必要な措置を円滑に講ずることができるよう、環境大臣から提供を受けた情報を活用しつつ、予め、現状把握等必要な準備を行うよう努めるものとする。

解説資料 ▶

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針解説資料

はじめに

本解説資料は、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の内容や契約の方法について、環境配慮契約法基本方針検討会における議論を踏まえ、環境省及び基本方針に定められる契約に係る事業を所管する省庁の考え方をまとめた解説資料で、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）が温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を実施する際の参考としていただきたい。

本解説資料に示した事例は参考例であり、具体的には調達者が適切に対応することが必要である。

I. 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的方向 及び その他環境配慮契約の推進に関する重要事項について

1. 環境配慮契約の推進に関する基本的考え方

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、環境配慮契約法第6条の規定に基づき、基本方針に定めるところに従い、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

その際、基本方針に定められた基本的考え方に則り、契約を進めていくものとされている。ここでは、基本方針「1.（2）環境配慮契約の推進に関する基本的考え方」について解説する。

①国等が経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮することで、環境に配慮した物品や役務など（以下「物品等」という。）の普及をもたらすのは、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占める、国等の契約の在り方が他の主体の契約の在り方に対しても大きな影響力を有しているため、国等が環境配慮契約を行うことにより、環境に配慮した物品等が市場において一層普及していくことにつながることを期待されることによるものである。

このため、できる限り広範な分野、すなわち基本方針に具体的に規定された種類、対象以外の契約についても、環境配慮契約の実施に努めることとしている。

②契約において温室効果ガス等の排出の削減に配慮しない場合には、温室効果ガス等の排出

の削減が遅れ、結果として対策コストが増大する懸念に十分留意して、環境配慮契約に努める必要がある。

例えば、建築物の設計段階において環境配慮を実施した場合には、現行の標準的な仕様の建築物に比べ、単位面積当たり約 10%の二酸化炭素排出削減効果があることが報告されている。建築物寿命を 65 年と仮定し、2013（平成 25）年度において本府省及び地方支分部局の主要な施設等（約 1,600 万 m²）が平均して建て替えられるものと仮定して二酸化炭素の削減効果を試算すると、1 年目における年間の二酸化炭素の削減効果は約 1,900t-CO₂ であるが、10 年目には年間約 1.9 万 t-CO₂、30 年目には年間約 5.7 万 t-CO₂ の削減効果となり、建替えの完了時点においては年間約 12.4 万 t-CO₂ 削減効果となる。さらに、建築物は長期にわたり供用されるものであるため、供用期間中を通じて二酸化炭素排出削減効果が累積されることとなり、設計段階において環境配慮を実施した場合の最終的な累積でみると 400 万 t-CO₂ を超える二酸化炭素削減効果となる。建築物の設計段階において温室効果ガス等の排出の削減に配慮しなかった場合、400 万 t-CO₂ 超を他の手段で削減するための対策コストが必要になることになるが、設計段階において温室効果ガス等の排出の削減に配慮した場合にかかる対策コストと比較して大きくなる可能性がある。

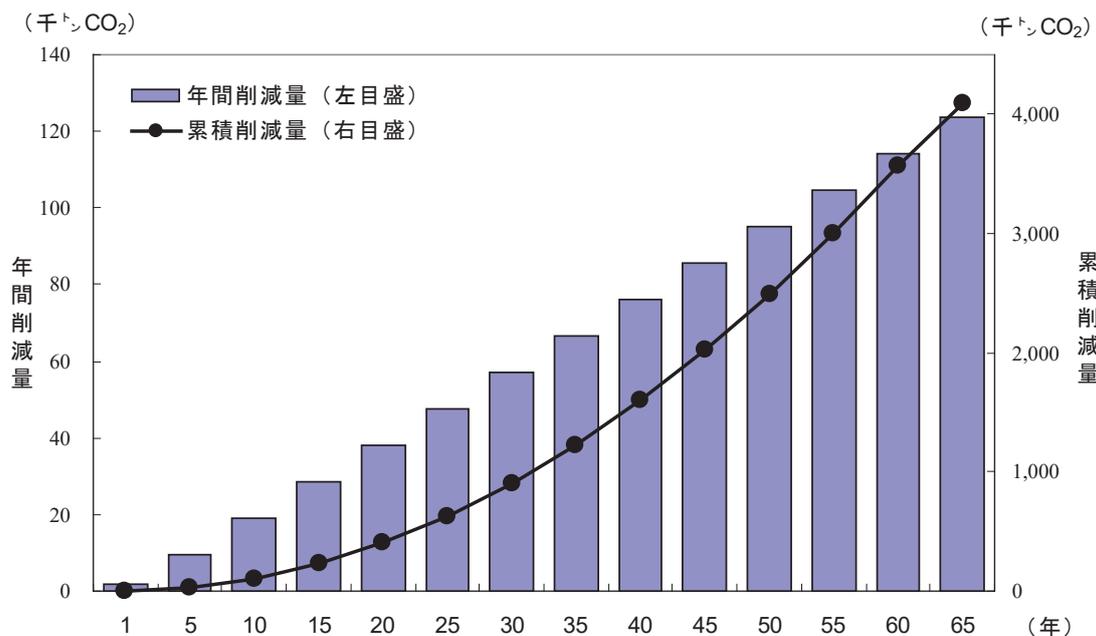


図 I - 1 建築物の設計段階において環境配慮を実施した場合の二酸化炭素削減効果の試算

③基本方針で環境配慮契約の具体的な方法を定める電力の供給、自動車の購入等、省エネルギー改修及び建築物に関わる温室効果ガスの排出量は、政府実行計画¹に定める削減目標（2013（平成 25）年度比で 2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を政府全体で 50%削減²）の対象である調整後排出係数に基づき算出した場合の温室効果ガス排出量 1,741 千

¹ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 20 条に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」という。）。

² 政府実行計画（令和 7 年 2 月閣議決定）においては、温室効果ガスの総排出量を 2013 年度比で 2030 年度までに

t-CO₂のほぼすべて³に関係している。これまで、基本方針に則って環境配慮契約を推進してきたところであるが、政府の削減目標の達成のために効果的な役割を果たす必要がある。また、環境配慮契約の更なる推進は、地球温暖化対策計画に基づく温室効果ガスの排出の削減等に資するものである。さらに、独立行政法人等においても、地球温暖化対策に関する計画を策定・実行することが期待されている中で、当該計画に定める目標の達成を効果的に推進することにもつながると考えられる。

④調達に当たっては、行政目的を踏まえた要求性能を示す必要がある。この要求性能を明確にして公開することは、その条件の中で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した提案等が行われることに寄与すると考えられる。また、契約に係る情報の公開は、環境配慮契約について、公正な競争が行われていることも明らかにする効果も期待される。

同時に、中小企業者が不利にならないようにするといった公正な競争の確保に留意する必要があるという観点から、要求要件等について、例えば、以下のようなことがないように努める必要がある。

- 要求要件において、性能を証明するために過大な試験を求めることや、規模・資本・実績等について不要な条件を設定すること
- 評価方法において、契約締結前に過大な負担を負わせるようなことを求めること
- 契約手続等において、支払いまでに契約相手方に過大な資金的な負担を負うことを求めること

これらの留意点をはじめとして、契約の実施に当たっては、公正な競争の確保の観点から、事業者間の競争を不当に阻害しないことに配慮する必要がある。

⑤会計法（昭和 22 年法律第 34 号）に基づく契約を行う等、他の国等の契約に関する施策との調和を確保する必要がある。

⑥温室効果ガス等の排出の削減に関係のある施策として、エネルギー基本計画等が挙げられ、環境配慮契約の推進に当たっては、国の施策全体が合理的かつ効果的に実施されるように、それらの計画を始めとした温室効果ガス等の排出の削減に関係のある施策との調和を確保する必要がある。

⑦WTO 政府調達協定との整合性に配慮するという観点から、要求要件や評価方法を定める際に、外国製品に不利なものとならないようにする等、内外無差別の取り扱いの確保に努めることとする。その他、知的所有権の保護等、契約に関わる他の行政目的の配慮にも努め

50%削減、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することを目標として掲げている。

³ 政府実行計画に基づく 2023（令和 5）年度の温室効果ガス排出量の内訳は、公用車が 44 千 t-CO₂、施設における電気の使用が 862 千 t-CO₂、施設におけるエネルギーの使用が 833 千 t-CO₂、その他が 12 千 t-CO₂であり、全体の 99%以上に関係している。なお、船舶の使用に伴う排出量（663 千 t-CO₂）については、政府実行計画の削減目標の対象外（東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出（85 千 t-CO₂）及び船舶・航空機の使用に伴う排出（721 千 t-CO₂）の活動とされているが、これら削減目標の対象外の活動を含めた政府の総排出量 2,547 千 t-CO₂の 26.0%を占めている。

ることとする。

2. その他環境配慮契約の推進に関する重要事項

(1) すべての契約における環境配慮契約の推進

① すべての契約における環境配慮契約の推進

基本方針に具体的に規定された種類、対象以外の契約の具体例としては、庁舎内の店舗等の販売形態（消費者の環境に配慮した行動の励行を含む。）や照明、空調等について、温室効果ガス等の排出の削減に努めることを契約内容に盛り込む等様々な契約において、温室効果ガス等の排出の削減に配慮すること等が考えられる。

温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう契約の内容を確保することの具体例としては、契約の成果が報告書である場合において再生紙の使用を指定する等、直接購入する物品等に関して温室効果ガス等の排出の削減に配慮する取組を求めるほか、購入した物品を輸送する際に可能な限り低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切なサイズの自動車の使用を求める等、契約に基づく事業の実施に際して、温室効果ガス等の排出の削減に配慮するような契約に努めることが考えられる。

温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう契約に係る物品等を利用することの具体例としては、国等の側で自動車を運転する場合にアイドリングストップの励行等のエコドライブを実践する等使用方法やサービスの活用方法において、環境配慮契約の成果が温室効果ガス等の排出削減に確実に繋がるよう努めることが考えられる。

温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう契約に際しての事務を行う具体例としては、不要な資料の提出を減らすことや電子媒体の活用の励行等が考えられる。

行政分野における温室効果ガス等の排出削減が行政分野以外の温室効果ガス等の排出拡大を招くことのないように配慮することの例としては、使用段階において温室効果ガス等の排出の削減に資するだけでなく、リサイクルが容易な物品を購入することが考えられる。

② PFI 事業における環境配慮契約の推進

PFI は公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的な社会資本整備を図ること等を目的としており、モニタリングを通して、サービスの質の維持・向上を担保する長期契約等の特徴がある。2022（令和 4）年度における PFI 事業の実施方針公表件数は、国及び独立行政法人等で 3 件、地方公共団体等 66 件の計 69 件となっている（内閣府民間資金等活用事業推進室調査）。

また、国及び独立行政法人等における PFI 事業は、大学・試験研究機関、宿舎・住宅、庁舎等の相当程度規模が大きな事業が主たる対象⁴となっており、PFI 事業に伴う温室効果ガス等の排出も相当程度多いと考えられている。

平成 20 年 6 月に PFI 事業における地球温暖化防止に向けた課題と対応方針をまとめた

⁴ PFI 事業情報 https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyuu/jigyuu_index.html

「PFIにおける地球温暖化防止への対応」⁵（内閣府 PFI 推進室）においては、「PFI 事業においても、地球温暖化防止に向けた取組は急務であり、実効性のある温室効果ガス排出削減対策を推進していく必要がある」と明記されており、また、PFI 事業では「施設の設計・施工・運営維持管理業務を含め包括的に民間事業者に委託し、民間事業者の創意工夫を引き出すことにより、地球温暖化対策としての大きな効果が期待できる」と分析されている。さらに、この際、光熱水費を事業費に含めれば、「エネルギー関連施設の運転維持管理を通じて生じた光熱水費の削減メリットを民間事業者が享受できる仕組みが生まれることから、より一層の省エネルギーが期待できる」としている。具体的には、「PFIにおける地球温暖化防止への対応」及び「PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」⁶において、「エネルギー（電気・ガス・水道等）の調達を民間事業者の業務範囲とし、管理者等が支払うサービス対価に光熱水費を含め」ることにより「イニシャルコストが割高であっても、光熱水費を含めた PFI-LCC 低減が実現できる場合は、省エネルギー設備の積極的な導入が期待できる」仕組みとすること等の対応策が示されている。

このように PFI 事業の実施に係る契約に当たっては、本法の趣旨及び上記とりまとめに示された対応策を踏まえ、適切に温室効果ガス等の排出の削減に配慮することが望ましい。

なお、環境に配慮した PFI 事業の事例としては、エネルギーの調達を民間事業者の業務範囲としている事例⁷の他、事業者に求める提案に「地球環境への配慮に関する提案」を設定している事例が多数あり、さらに事業において配慮すべき法令として本法を位置付けている事例、生涯二酸化炭素排出量（LCCO₂）の算出を入札の際要請し、審査項目としている事例⁸等がある。

③ 環境マネジメントシステム、エネルギーマネジメントシステムの考慮

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境やエネルギー管理に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組みである環境マネジメントシステムやエネルギーマネジメントシステムは、事業活動を環境に配慮したものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い事業者が積極的に取り組んでいくことが期待される。

温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境配慮契約の対象となる製品やサービスを扱う事業者が製造工程等の事業活動全体の環境配慮を推進することが重要であり、そのために ISO14001、エコアクション 21 や ISO50001 等の認証取得等、事業者が環境マネジメントシステムやエネルギーマネジメントシステムを構築することが有効であり、積極的に推

⁵ 「PFIにおける地球温暖化防止への対応」（平成 20 年 6 月 PFI 推進室）

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/archive/houkoku/ondanka/pdf/2006env.pdf

⁶ 「PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方（案）」（平成 20 年 7 月 PFI 推進委員会）

https://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai/kaisai/iinkai/17kai/pdf/shiryu_a173.pdf

⁷ PFI 事業において、「地球温暖化防止への対応」をテーマとした事例

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyuu/jireishoukai/jirei/pdf/practice19.pdf

⁸ PFI 事業において、事業において配慮すべき法令として本法を位置付けている事例、LCCO₂ の算出を入札の際要請し、審査項目としている事例（銚子市立銚子高等学校施設整備等事業）

http://www.city.choshi.chiba.jp/edu/education/ky_soumu/pfi/pfi.html

奨すべきものと考えられる。なお、環境マネジメントシステムやエネルギーマネジメントシステムの認証取得は、認証取得者による環境配慮活動の内容が重要であることから、認証取得自体が目的とならないよう留意する必要がある。

このため、WTO 政府調達協定との整合性に十分配慮⁹しつつ、調達者の適切な判断の下、プロポーザル方式や総合評価落札方式の契約において、入札等へ参加するための必須条件とはしないものの、事業者を選定する場合の評価項目の一つとして必要に応じ、事業者の環境マネジメントシステムやエネルギーマネジメントシステム構築の有無を取り上げ、適切に評価することもできる。

(2) 契約の推進体制の整備

できる限り広範な分野で環境配慮契約に努める観点から、各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、局長（官房長）相当職以上の者を体制の長とし、全ての内部組織が参画する体制を整備する必要がある。特に、この点に関して知見や責任を有する環境担当部局や会計・調達担当部局が主体的に関与するように努める必要がある。

(3) 締結実績の概要の公表等

環境配慮契約法第 8 条において、各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、環境配慮契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知するものとされている。この公表においては、できる限りわかりやすい形で公表するように努める必要があると基本方針では定めているが、例えば実績の対前年度比を示す等の形が考えられる。

(4) 職員に対する環境配慮契約推進のための普及啓発等の実施

環境配慮契約を締結する上では、基本方針の内容等について、十分な理解が必要になる。また、一定の技術的な評価を行う場合があり、その際には、技術的な知識が必要になる。

具体的には、環境省等が開催する説明会に職員の出席を促す等、契約に関わる職員に対して環境配慮契約に係る普及啓発を行うことや、最新の技術的な知識の取得を促進することが必要である。

(5) 情報の整理等

環境省において、各省各庁の長及び独立行政法人等の長から通知された環境配慮契約の締結の実績の概要等を基にして、国及び独立行政法人等の環境配慮契約の締結に関する状況等について整理及び分析を行う。その上で、国等だけでなく国民一般が温室効果ガス等

⁹ 産品の特性に関連しない生産工程・生産方法（産品非関連 PPM : Processes and Production Methods）を考慮することについては、市場参入の障壁となる可能性に関し、各国の解釈が分かれており、「同種の産品（like products）」に対しては同等の待遇を与えるべきとの WTO の基本理念との整合性の観点からの指摘がある（経済産業省：2012 年版不公正貿易報告書他）。

の排出に配慮した契約を行うことを促進するため、広く、わかりやすい形で関連の情報を公表することとする。

国及び独立行政法人等においては、当該情報や国及び独立行政法人等以外での取組状況その他の情報を十分に活用して、できる限り環境配慮契約を行うように努めることとする。

(6) 他の施策との連携

環境省は、国及び独立行政法人等の環境配慮契約の締結に関する状況等について、整理及び分析並びに公表に係る業務を行う際には、国等による環境物品等の調達への推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）による環境物品等の調達状況等の整理及び分析並びに公表のための業務と十分調整を図り、国等の業務ができるだけ合理的かつ効率的になるように努めることとする。

(7) 基本方針の見直し

国及び独立行政法人等の環境配慮契約の締結に関する状況等を踏まえつつ、基本方針の施行状況を検討し、現行の基本方針の規定を必要に応じて見直し、また、新たに具体的な規定を設けるべき分野について検討を行い、必要に応じて追加する。

環境配慮契約の的確な実施には適切な準備が望ましいことに鑑み、環境省は、有識者による検討会等における検討状況を踏まえつつ、国等に対して、環境配慮契約の円滑な実施に資するよう、必要な情報を提供する。国及び独立行政法人等は、当該情報を活用しつつ、必要に応じて実態調査を行う等、発注の際に事業者に提示すべき情報の整理や調達体制の構築等の準備を行うよう努める必要がある。